

被害者と被疑者の関係別の検挙件数及び親族率の推移

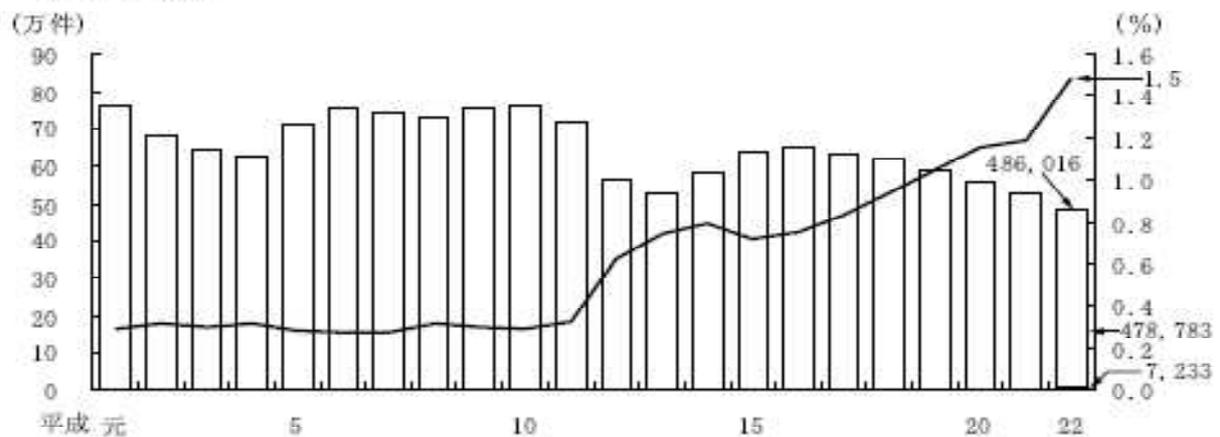
(「家庭内の重大犯罪に関する研究」(平成24年3月法務総合研究所研究部報告45)より抜粋)

「2-1-2図は、一般刑法犯と主要罪名について、被害者と被疑者の関係別の検挙件数及び親族率の推移(平成元年以降)を見たものである。

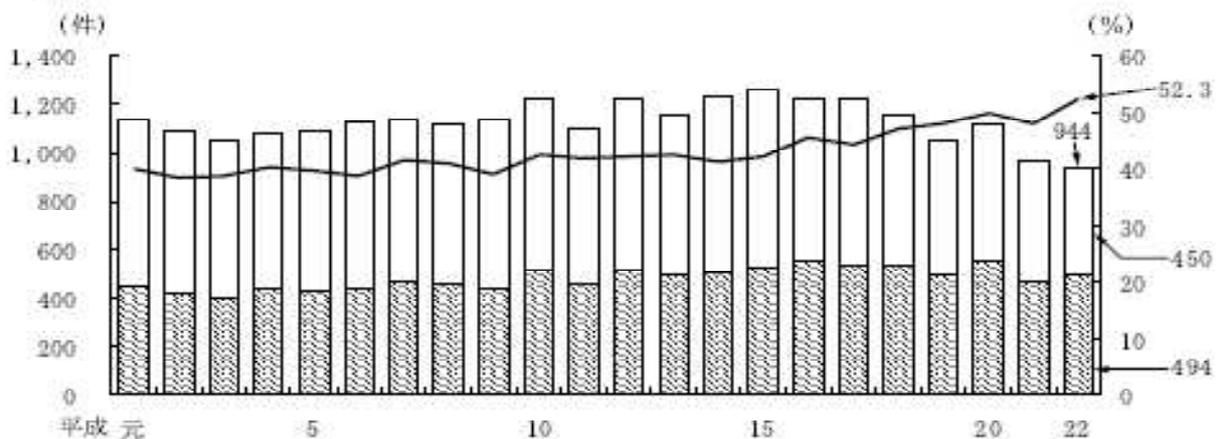
一般刑法犯総数の親族率は、平成元年から11年まではほぼ横ばいであったが、12年以降増加傾向にある。殺人(嬰兒殺を含む。以下この章において同じ。)の親族率は、他の罪名に比べてかなり高く、約40～50%の間でおおむね横ばいであったが、平成16年頃以降やや上昇傾向がみられる。(略)」(同報告7頁)

2-1-2図 一般刑法犯検挙件数(被害者と被疑者の関係別)及び親族率の推移(罪名別)

① 一般刑法犯総数



② 殺人



■ 親族 □ 親族以外 — 親族率 ■■■■■ 殺人総数比

注1 警察庁の統計による。

2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。

4 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。

5 「親族率」は、検挙件数総数に占める親族を被害者とした事件の比率をいう。

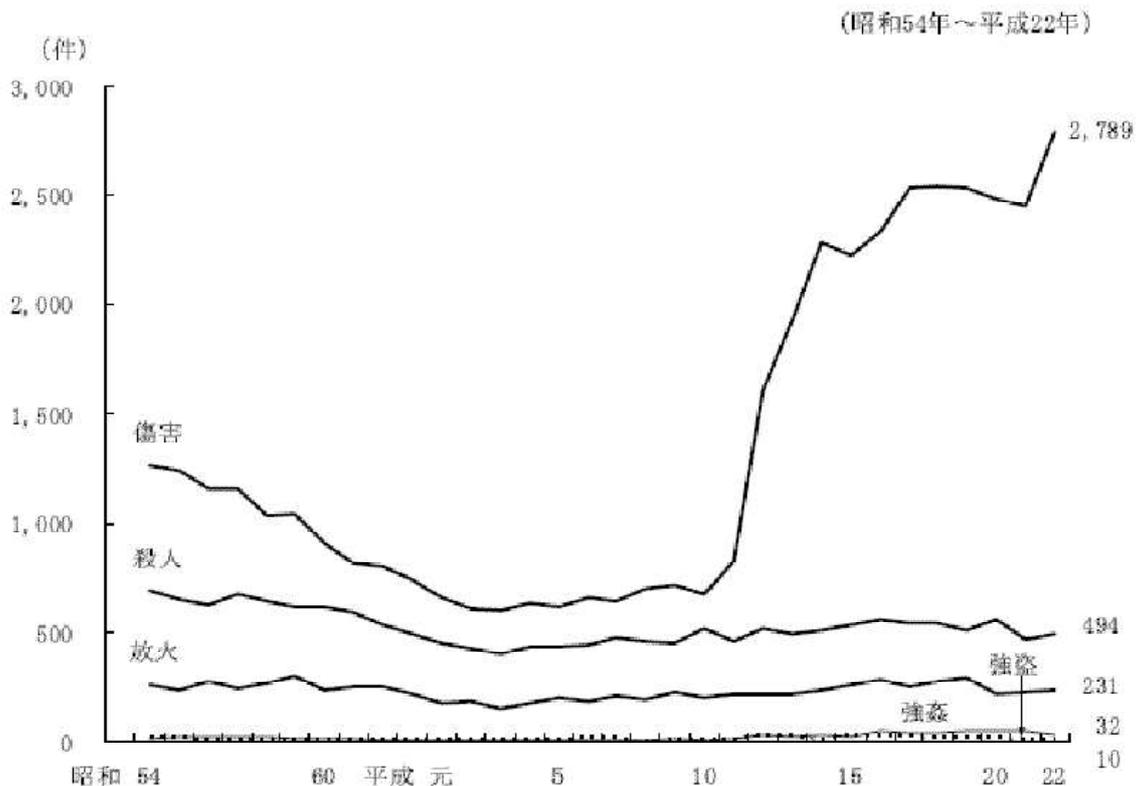
親族が被害者である事件に係る検挙件数の推移

(「家庭内の重大犯罪に関する研究」(平成24年3月法務総合研究所研究部報告45)より抜粋)

「2 - 1 - 4 図は、昭和 54 年以降の親族が被害者である事件の検挙件数の推移を罪名別に見たものである。

親族が被害者である殺人事件は、昭和 50 年代は 600 件を超えていたが、平成初期において 400 件近くにまで減少した。その後、平成 10 年に 500 件を超え、近年は 500 件前後で推移している。親族が被害者である傷害事件は、昭和 50 年代は 1,000 件から 1,200 件台であったが、その後減少し、平成 3 年には 600 件を下回った。その後、12 年に急激に増加した後、最近では、2,500 件前後である。」(同報告 11 頁)

2 - 1 - 4 図 親族が被害者である事件の検挙件数の推移 (罪名別)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。
 4 昭和53年以前については、親族を被害者とした事件の検挙件数を示すデータがない。

「2 - 1 - 5 図は、親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別の推移（平成元年以降）を罪名別に見たものである。

親族が被害者である事件は、一般刑法犯総数では、平成元年以降 11 年までほぼ横ばいで推移していたが、12 年から急激に増加している。この急激な増加は、暴行及び傷害（傷害致死を除く。）において配偶者が被害者である事件の検挙件数（2 - 1 - 5 図 参照）が 12 年から急激に増加していることと連動している。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であるとの気運が高まり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）が 13 年に施行されたが、これらの社会的情勢の変化を背景に、それまで表面化することが少なかった配偶者による暴力が顕在化することになったことにも、事件数急増の一因があるように思われる。」（同報告 11、12 頁）

2 - 1 - 5 図 親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別推移

